

平成 1 8 年 3 月

太宰府市議会建設経済常任委員会会議録

平成 1 8 年 3 月 9 日（木）開会

（ 第 1 日 ）

福岡県太宰府市議会

1 議事日程

[平成18年太宰府市議会第1回(3月)定例会 建設経済常任委員会]

平成18年3月9日

午前10時00分

於 第2委員会室

- 日程第1 議案第5号 財産の取得(福岡県立看護専門学校跡地)について
日程第2 議案第13号 太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について
日程第3 議案第16号 市道路線の認定について
日程第4 議案第31号 太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規定の一部を改正する条例について
日程第5 議案第36号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について
日程第6 議案第42号 平成17年度太宰府市水道事業会計補正予算(第3号)について
日程第7 議案第43号 平成17年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第2号)について

2 出席委員は次のとおりである(7名)

委員長	佐伯修	議員	副委員長	不老光幸	議員
委員	中林宗樹	議員	委員	大田勝義	議員
〃	清水章一	議員	〃	田川武茂	議員
〃	村山弘行	議員			

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名(14名)

地域振興部長	松田幸夫	建設部長	富田讓
上下水道部長	永田克人	まちづくり企画課長	木村和美
観光課長	木村甚治	産業・交通課長	山田純裕
用地課長	陶山清	区画整理課長	大内田博
まちづくり技術開発課長	大江田洋	まちづくり企画課都市計画担当課長	神原稔
上下水道課長	宮原勝美	施設課長	轟満
建設課管理係長	金藤忠晴	建設課都市開発係長	井上均

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長 白石純一
書記 伊藤剛

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（佐伯 修委員） 皆さんおはようございます。

本日1名の傍聴許可をいたしておりますのでご報告申し上げます。傍聴される方はお手元の傍聴の際の注意事項をお守り下さい。また、議案の討論、採決時に、一時退席を願うことがありますので、ご理解の上ご協力をお願いします。本日の建設常任委員会は途中で現地調査が予定されているため委員会を中断する予定です。開始の際には一斉放送を行いますのでご協力をお願いします。また、委員会の途中での入退室は議事の進行に支障をきたしますのご遠慮ください。なお、この委員会室での傍聴者は6名までです。傍聴の受け付けをされていても途中退席された場合、その他に傍聴を希望される方がいらっしゃれば、その方を優先いたします。その場合は入室できないこともありますのでご了承ください。

それでは、ただいまから建設経済常任委員会を開会します。

今回、当委員会に付託されております案件は財産の取得1件、指定管理者の指定1件、市道路線の認定1件、条例の一部改正1件、補正予算3件です。

審査の順序はお手元に配布しております日程の順とします。

ただちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第5号 財産の取得（福岡県立看護専門学校跡地）について

○委員長（佐伯 修委員） 日程第1、議案第5号「財産の取得（福岡県立看護専門学校跡地）について」を議題とします。

なお本議案については事前に現地調査を行っております。では執行部の補足説明をお願いします。

まちづくり企画課長。

○まちづくり企画課長（木村和美） この案件につきましては、本会議の初日におきまして、市長からご提案を申し上げたところでございます。ようやく県との用地取得協議が調いまいしたので、今回、福岡県立看護専門学校跡地を買収するものでございます。取得物件につきましては議案書のとおり、大字向佐野字迎田21番2他の5筆で、取得面積は1万1,540.82㎡、取得金額につきましては、2億4,697万3,550円でございます。よろしくご審議お願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（佐伯 修委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

大田委員。

○委員（大田勝義委員） この取得に関してですね、過去の経緯を見ますと、市長それから前の岡部議長、それから村山議長とですね、県に行って、是非とも太宰府市にということをお願いに行った経緯があるわけですね。ただ、そういったふうなところの中で、この取得については

反対いたしません。坪単価でいきますと大体7万743円になるんですね。だから市場から比べるとどうなんでしょ、10万円くらいは安いんじゃないかろうかという気はするんですけど。だから是非ともこれは必要でなかろうかと思います。ただですね、これは総務文教常任委員会の所管になるんでしょうけども、建物がくっ付いていますよね、現地見ますと。それほど役に立つ建物は無いような気がしますけれども、これをなんで一緒に撤去していただいて取得できるような方向に持っていけなかったのかなという気がしますけど、その辺はどのような経緯だったのか。総務文教常任委員会の仕事かもわかりませんが、一応共通の理解をしておきたいなと思いますので、説明をお聞きしたいと思いますが、どんなふうにお考えでしょうか。

○委員長（佐伯 修委員） まちづくり企画課長

○まちづくり企画課長（木村和美） 既に現地を見ていただいたとおりでございますけども、現在あそこに前の研修棟と視聴覚棟と2棟建っております、当初は県の方は全部は建物は撤去して払い下げするというような経緯でございましたけれども、是非とも市の方であの建物について、いろいろ全員協議会の中でもご報告いたしましたように、防災施設あるいは、そういった福祉施設等として利用したいということから、市の方でそういうふうな、部長会、庁議等がございます、その中であの分については是非とも県の方に残してほしいという要望をいたしまして、そういう形で今現在残っております。そういうことで、本日あの分については有効に活用していきたいということを考えています。

○委員長（佐伯 修委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） 関連してですね、見解が違うんじゃないかなと思うんですよね。行政、あなた達と議会との見解ですよ。私たちが2日の日に現実に見に行くと、雨漏りとかそういう実態があるじゃないかと、だから、あなた達の調査の中で耐用年数が20年ぐらいと言っていましたね。しかしこれはもう20年以上ね、建設されて相当年数が経っているんじゃないかと。そういった中で、あなた達のこれを防災施設とかいろいろ多目的に利用したいということですけど、この修繕費は莫大な金額がかかるんじゃないかなあ。そうするとやっぱり新しく利用に適した建物を建てた方が安くつくんじゃないかなという感じがするわけです。そこら辺に議会と行政の皆さん方との意見の食い違いがあるんじゃないかなと、私はそういうふうを感じるんですよね。これは一遍そこら辺をもう一度見直してはどうでしょうか。

○委員長（佐伯 修委員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 先ほどまちづくり企画課長が説明をされましたけども、あの建物ですね、なんで2棟を残したかと言いますと、今現在の本市における、いわゆる重要施策と言いましようか、必要な部分、つまり今回提案をしています防災施設、それから福祉施設、特に視聴覚室、今現在の視聴覚室を福祉施設にしようという判断をしたのはですね、特に今福祉事業が、主な事業については社会福祉協議会にお願いをしているわけなんですけども、現状を見ますと、あの福祉センターで行っているいろんな事業について、わかりやすく言えば、てんでばらばらに事業をやっているというのが現状なんです。例えばいきいき情報センターに1室を借

りてヘルパーさんが30名、あそこの中で毎日のお互いの情報交換しながら事業をやっている、仕事をしている。あるいは、入浴車が今現在2台ございますけども、それは福祉センターのあの狭い駐車場の中に止めてスタッフが総合福祉センターの中の隅の方でいろいろ調査をやっていると、あるいはケアマネジャー、これについてもスタッフがおりますけども、その事務所の隅の方でやっていると。そういうことで、いわゆる介護保険とか高齢者福祉に対するスタッフが約45名ぐらいいらっしゃるんですけども、それぞれでんでばらばらで事業をやっていると、早急にそういう一箇所でも福祉事業をやる施設、部屋を貸してほしいというのが以前から社会福祉協議会からあっていました。現場を見た時に、あの視聴覚室、建物そのものが、面積からして、1階2階ありますけども、約500㎡ぐらいあると。そうした場合に一番いい場所ではないかと、しかもこちらの方に福祉協議会があって西地区、西部地区の方にはほとんど手が回っていないと、ちょうど場所的にも西部地区、西地区のそういう都市環境の拠点にできるんじゃないかという判断なんです。だから今ひとつの向こう側の研修棟ですかね、試験研究棟と言っていましたけども、あそこも1階2階合わせますと約230㎡ぐらいあります。前回の災害あるいは地震等々です、なかなか災害に対する七つ道具を一箇所に集めて一気に活動の拠点となるような施設はないと。今現在は本庁舎の東側の別館の1階の方に消防防災倉庫があります。あれも狭くて今困っていると。今ひとつは坂本の方の前の発掘事務所の跡地に土のうとかを積んでいるんですね。そういうことで、やっぱり一箇所にきちっと移した方が、御笠川あるいはあの地区、都府楼に近いところにそういうふうな防災倉庫が必要だろうということで、たまたまあの施設を見たときに、確かに耐用年数と言いましょか、築31年経っていますけども、倉庫というふうに、最低限改修をすればああいう倉庫には適当ではないかという判断をいたしましたので、今回県の方に無理にお願いをしてあの2棟だけを残していただいて、しかも解体費は差し引いたところの土地の値段を設定してほしいということでお願いをいたしました。あの鉄筋コンクリート2階建てですけども、通常相場でいえば、解体するには非常に解体費は高いんですね。産廃処理の問題もありますので、我々の技師あたりが一定の算出をした場合に、大体あの鉄筋コンクリートでは1平方メートル当たり3万円前後はするんじゃないかなと、解体するだけでですね。そういうところから考えてみますと、これを差し引いた値段での土地の購入ということで相対的に判断した時にあの2棟を残した部分で是非買収をお願いしたいというふうに県の方にお願いをいたしました。

以上です。

○委員長（佐伯 修委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） 今金額が約2億5,000万円。あなた達は2棟を修繕する費用をどのくらい見ておられるのか、2つあわせて。何千万円もの金額がでるんじゃないですか。費用がかかるんじゃないですか。

○委員長（佐伯 修委員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 改修費につきましては、大変申し訳ないんですけど、今現在、専門

業者に見積もりを依頼いたしておりまして、今週中にはその見積もりができる予定にしています。この見積もりがなぜ遅れたかと言いますと、この用地買収を件と協議する中で、県の方も元々が財政難で、それ相当の値段で売却をしたいという一つの方針がございましたので、なかなか金額の問題とか全体調整が遅れまして、ようやく2月になって県知事から承諾をいただいたという事情がございました。それであの建物そのものの改修費用はいくらするのかというのが現地を調査できなかったという理由から、この改修費の見積もり、予算額が今週末に遅れたという事情がございますけども、さっき言いましたように研修棟につきましてはですね、倉庫という一つの判断ですから、確かに現地を見られて雨漏りもしておりましたけども、最低限の改修費で行きたいと。それから視聴覚室につきましても、確かに社会福祉協議会あるいは福祉に携わっているスタッフが入りますけども、これらについても当分の間ですから、最低限の改修工事で行いたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（佐伯 修委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） それはね、あなた達にとっていいでしょう。だがしかし、31年前ですよ。建てた建物と現在の建築工法ですよ。建築ですよ。時代が30年もかけ離れているから、そここのところの価値観ですよ。だから本当にあれを改修してですよ、本当にそれを市民の皆さんが利用することが快適なのか、そこら辺の価値観というものをひとつには考えなくちゃいかんのではないかと私は感じるんですけどね。

○委員長（佐伯 修委員） 大田委員。

○委員（大田勝義委員） あの土地をどのような形で今後生かされるのかというのがわからないんですよ。というのは、今福祉施設というものがあそこに残されるでしょ。防災施設として残されるでしょ。そうすると、あそこは将来どういう使い方をしていけるのかなということが非常に疑問に感じるんですね。もし何か全然関係ないものを持って来ようとした場合は、当然これは邪魔になって解体がでてくるわけですよ。解体というものは将来的には考えておられますか。

○委員長（佐伯 修委員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 少し話を逆上りますけども、先ほど副議長が言われましたように、当時の市議会の方からも市長に対して、あの土地、あの部分については是非市の方で、当時は県の方に要望しましたけども、県の方で有効活用してほしいということで協議をしておりましたが、県はどうしても売却が一つの方針だということがはっきりしましたので、それでは市としてですね、あの地域については当時議会からの要望の中で体育ゾーン、スポーツゾーンとして整備をしてほしいという要望もございました。その当時から当然、JRの太宰府駅設置の問題がございましたし、佐野土地区画整理事業も目安がついた時点で、あの周辺を佐野東地区として土地区画整理で将来まちづくりをやっていくという大方針がございます。現在も、地図の裏の方にありますけども、その市民プール、あるいはJR太宰府駅の予定地、あるい

は今現在行っております通古賀区の土地区画整理、もうそろそろ工事が始まりますけども、いわゆるあの一体、西部地区一帯がですね、あらで面積を見ますと大体40ha前後あります。全体を見たときにあそこに市民プールがちょうど真向かいにありますので、議会からの要望を含めてあの付近を一つの体育ゾーン、スポーツゾーンとして位置付けをしていきたいというふうな考えがあります。今回1万1,000㎡ほどの看護専門学校跡地を買収しますけども、この辺を含めてですね、体育ゾーンという位置付けを将来的にはする必要があるかなという思いがあります。で、この体育ゾーンといいますのは、これも以前から体育協会とかスポーツ愛好者あたりから要望があつてます体育館の建設の問題が箱物としては今現在残っております。これも当然視野に入れながら、もし仮に体育館を作ったときにはこの福祉施設、あるいは防災倉庫も一つの複合施設として同じ場所に作ってもいいのではないかなと、一つの案も出てまいっております。そういうことで、ここの土地をですね、今の防災施設と福祉施設を何年間あのままにするのかという問題は、現在結論は出ていませんけども、近い将来、あの地域がまちづくりに動き出したときにそれらを含めてきちっと整理をしていく必要があろうというふうには考えております。 以上です。

○委員長（佐伯 修委員） 中林委員。

○委員（中林宗樹委員） 将来計画として、体育ゾーンとして活用するというでもありますけども、その場合どうしてもこの建物2棟が邪魔になってくると思うんですよね。そして特にこの倉庫として使う方の建物については、先程から先輩議員がおっしゃっておりますけども、31年も経って、これから手入れもしないといけなというようなことで、これは最低限の修理をやると言われますけども、これについては相当、まず屋根の防水工事だけを見ましたもですね、屋根の面積だけでも350㎡ぐらいありますので、これはやっぱり相当大きな金額がかかってくると思います。この金額でこの建物を壊してしまつて、そしてプレハブを建てた方が、プレハブだとですね、あとの維持管理、それから移動等については非常に便利だし、そして中に入るものが防災関係のそういう非常用の道具といいますか、そういうものが入るといふことですので、そんなに堅固な建物はいらなと思いますので、ここはその修理の費用だけでこの解体ができるんじゃないかなと、そしてまたこの建物をこのまま置いておけば、またそのうちに、これだけの老朽施設ですので、また追加の補修工事をずうっと続けていかなければならないという状況になりますので、やはりそういう将来のことを考えますと、この際ここで1回更地にして、そしてその用途に合うようなプレハブでも建ててやった方が将来的にも安く上がるんじゃないかと。またその改修費用が正確に出ておりませんが、やはりあの屋根の工事だけを見ましても相当な費用がかかると思いますので、やはりここの建物についてはどうしてもこの際取り壊した方がいいんじゃないかなと私は思いますけども。

○委員長（佐伯 修委員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 現在の建物が鉄筋コンクリート造り2階建なんです。俗に言う鉄筋コンクリートといいますのは、耐用年数で判断した場合には50年位くらいございます。いわゆ

る骨格はしっかりしているという判断で最小限の補修工事と。それからもう一つはこの土地をいわゆる安い価格で県からいただくという一つの目的の中にこの建物が視野に入っていたわけなんです。通常であれば、先ほど副議長さんもおっしゃいましたように、大体1平方メートル当たり、近くの県標準価格でいきますと6万円くらいの表示が出ています。これを今回1平方メートル当たり4万2千円くらいでわけてもらったという経過がございます。これは県の中に条例があるんですけども、県有財産の取得、管理及び処分に関する条例というのがございまして、それぞれの団体、市町村が時価よりも安く処分する場合の一つのルールがございまして、これは例えば防災器具の格納庫ですとか、体育館でありますとか、それから福祉施設、それに使用する場合については半額、2分の1の価格で譲渡しようというルールがございました。これにひとつ着目をしました関係で、この2つの施設を是非今の市の重要課題に当てはめようという判断で、建物も一緒に買ってですね、できるだけ安い補修工事でやりたいという判断をいたしましたのが、今回この2つの建物をセットで購入したという経過になります。

以上です。

○委員長（佐伯 修委員） 村山委員。

○委員（村山弘行委員） 少し話をさせてもらいたいんですけども、今大田委員が言われたように、岡部議長の時にも県の方に申し入れしました。私が議長になってからも県の方に払い下げのお願いに行きました。市長も行っておられます。それはその時、県の、僕が行った時には井本議長だったですね、今大野城市の市長です。その前に市長と行った時は中島副知事が対応されました。その説明では更地ということだったんですよ、僕らが聞いたのは、僕らも更地と、岡部さんも昨日も話したんですけど更地ということで太宰府に有効活用されるということできて、その後に建物を残すとか、最終的には2棟を残すというような。僕が知っている範疇では更地が前提というふうに、ここに3人部長さんがおられますけども、そういう認識じゃなかったかというように僕も思うんですよ。庁議の中でもそういう話があるはずで、で、突如として残すというのが出てきたはずで、だから僕らはそのところからまず話が一つ違うというのが一点ですね。それから、あそこは松田部長がおっしゃったように水辺公園がありますね。前に有効に活用できる更地として、全体的にあの看護学校跡地を買おうとするのは、もう一つはJR太宰府駅の建設ということが前提にもあったと、当時は。ところが、JR太宰府駅もJRと話をしているし、西校区の玄関口としてJR駅も作ると、それも平成17年の国立博物館の開館に合わせるということで僕らはずっとその話を信用してきている。確かに災害というのがありました、平成15年に。財政上は厳しいとなってJR太宰府駅は作らんようになった、今いつできるか分からない。そういうときにこの看護専門学校跡地を買おうというときに附帯設備が残っておる。この建物については所管外だからあまり中身については言えないけど、言っただけじゃないけど、ただ土地がらみであるものだから、くっついているから言わざるを得ないんですけども、話が違うんじゃないかというのが僕らの認識なんです。失礼な話を言ってもらえれば、耐用年数があと20年くらいと部長は言われたけども、本当に20年いいのかどう

か、骨格はしっかりしていると言われただけでも、僕が知っている範疇では市の職員の技師さんはある程度計算をしているはずで、金額を。相当な金額が出ているはずで。それじゃいかんということで業者さんに出ているじゃなかろうかと思うんですよ。ただ、議案として上げるならね、改修費用はだいたい概ねこのくらいかかりますとか、どのくらいかかるか分からんと、ただそれだけ買ってくれと言ったら、それは簡単にうんとはいかんのやなかろうかと僕は思うよ。買った後に、あと8,000万円くらいかかってごらん、回収費用に。ものすごく安かったというけども2億4,600万円に7,000万円も8,000万円も修理費がかかってごらんなさい。すぐに3億円を越すよ。市の技師さんの計算では相当な金額が出ていると僕は聞いていますがね。そんなものは出さないで、そしていつまでもそれはわからん、一部ではあと3、4年で壊すんだからそんなに金をかける必要はないという発言があったやにも聞いておる。3、4年で潰すなら今潰しとって、中林委員さんが言われるように。解体費用も負けてもらっているというのなら、解体しても金は変わらんわけやから。負けてもらっているのならね。解体して、もっと新しい、今は立派なプレハブもありますから、倉庫はそういうふうに使った方が、市民の税金を使うのなら。大体あの時更地にしておけばね、今から更地にするなら、新たに重機をもって来ないかんでしょう。大変お金だつてかかる。だからこれはね、確かに、私どもとしては県の方に要請にも行きました。その前提は更地ということだったと思う。たぶん部長たちもみんな更地と思っていたと思うよ。ところが全部残すという話が出る。説得してあの2つになつとるわけだから。それは誰が説得したかと言ったら、部長会が説得しているはずよ。全部残せという話だったはずで。そういうことから言うとね、やっぱり簡単に、僕らの建設経済常任委員会に付託された土地の問題だから、しかし、こぶが2つ付いているものだから。これを目をつぶってさらっといくというふうには、ならんやなかろうかと思うですよ。くっついているものだから、あれがよその土地なら、あれを持って来ようというのなら別だけど。したがって非常にもやもやとした気持ちで議論をせざるを得ないんですよ。大体ああいう物の修理にいくらかかるとか、あとどれくらい使おうと思っているのか、解体費用がいくらなのかとかというのを出してもらわなきゃ。建物の費用も出ていないだろう、具体的には。大体補正予算から計算をすると2百四~五十万円かなということぐらいは出ますけどね。あの補正予算の中には「等」の中に入っているようだけど。看護専門学校跡地等の中に建物代が入っているというふうには、補正では見たけどね。240万円ぐらいかな、あの土地を差し引くと、ぐらいかなあとと思うけど、それもはっきりわからない中で、そういうふうに出てきた経緯からすると、そうかもしれないけど、僕は田川委員も言われているように、修繕費が莫大にかかるんじゃないだろうかなという気がしますがね。

○委員長（佐伯 修委員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 村山議長がおっしゃいますように、平成15年の4月17日に議長さんと市長という関係者が直接県の方に要望いたしました。要望書の写しもここにありますが、村山議長さんが言われますように、まずは県の方で整備をしてほしい。それから、どうし

てもだめならば用地を払い下げて欲しいというふうになっておる中身です。確かにそういうふうな状況です。もちろん私どもも、議長さんが言われましたように、とりあえずは県の方で整備してほしいと。どうしても駄目ならば市の方に無償で譲渡してほしいと。それでも駄目ならば用地はなんとか安くいただきたいというふうに再三再四という経過の中で、いよいよいただくこと、もらおうという話の中で、あの建物を見た時にあの二つは、一つの視聴覚室については昭和59年の建築ですから、まだ20年と中身もしっかりしていましたからという判断で、あの2棟を最低でもそのまま買おうという経過の中で現状になっております。

確かに改修費用につきましてはいろんな視点から、私どもの職員もある程度の見積もりと言いましょか、どのくらいかかるものかと試算をいたしております。しかし、それもなかなか福祉の事業についてですね、例えば視聴覚室をどの程度まで改修するのとか、いろんな議論をしております、最終的には今、専門業者の方にもう1回見積もりを出してみろうという判断の中で今申しましたように、最低でももう1日、明日までですけども、業者の方から正式な見積もりが来るというふうな今現在なんです。議長さんが言われますように、改修費も出さずに、それでは理解できないと言われるのは本当にそのとおりでございます。これについては本当に申し訳ないというふうに思います。

以上です。

○委員長（佐伯 修委員） 清水委員。

○委員（清水章一委員） そもそも論でいくと、大田委員がおっしゃっていましたように、何のために土地を買うのかというのがわからないわけですね。確かに体育館を建てるとか。要するに施設を2つ残したのは安く買うためにあの施設を残したというような話たいね。だから、もう要するに安く買ってあれかもわからんけど、土地を買って何をするのかというのが見えて来ない。例えば、体育館を作るなら体育館を作るでもいいけど、じゃあ何年後に体育館を作るのか、どのくらいの体育館を作るのか。その体育館を作るんだけど、また維持管理費がかかる。その維持管理費は、今非常に財政が厳しい中で本当にできるのか、そういったことも全然答えが見えていないんですよ。極端に言えば土地を買ったと、今さっき言ったように、平成15年の議長さんが議会が買え買えという話になってきたと、こちらに押し付けられとったいね、今この話を聞きよると。ここはしっかりと議会としても議論をしておかないと、将来像が見えないとね。あの時議会から承認を得ましたよという話になってもらっても困るわけです。だからやっぱり土地を買う、こういう施設を作る、この施設にはいくらぐらいお金がかかる、それには借金をいくらぐらいしなくちゃいけない、市の今の財政の見通しはこうだと、そういう形でやらないと、大変なつけが来るような気が私はするんですよ。買うこと自体は将来に禍根を残してはいけない。確かにおっしゃるように一等地であるし、非常に土地としては私もそれは欲しいですよ、市長や助役であれ。問題は、裏付けは金の問題ですよ。今でもお金が無い中で、いろんな形で厳しい厳しいという、言うなら体育協会のあの減免も廃止するような、そういうような細かいお金まで削っている状況の中で、こんな莫大なお金を使えるのだろうかという、

そういうものが一切ないわけですね。そういうのがない中で、私たちが議会として、はいいですよとなってきた時には、将来にそういうものを残してしまう恐れがあるんじゃないかという心配。もう一つは、JR太宰府駅もいつできるかということも見えてこない。それからさっき言った太宰府駅とのセットの話もあったし。大体、元々太宰府駅を作ろうというのは、ある意味で言えば人口を増やしていこうと、あそこで区画整理をやって人口を増やしていこうという考えがあって区画整理等もやろうという、太宰府駅を誘致しようと、財政的にもそれなりに市がお金をかけて、そしてJR駅をしようという話でしょ。元々人口を増やしたいというのが根本にあるわけです。それなら看護学校の跡地、それをするんだったら、あれだけの広い土地があるんだったら、極端に言えば民間に買っていただいて、そうすれば固定資産税も入ってくるし、マンションでも建ててもらえばそこに人口が貼り付いてくるし。あれだけの広さがあってマンションが建てば、相当の人口の貼り付きになるんじゃないかと、これは私個人の考えですよ。今、議会だから、議員さんからのいろんな考え方があるでしょうけど、私はそういうふうにもっと有効活用としてはそういう使い方があるんじゃないかと。問題は金がないのが問題ですよ、財政の問題。そのこのところが見えてこないなという感じがしているんですよ。

○委員長（佐伯 修委員） 私からそれに加えてですけど、要するに今言われた安く買うためにその施設を残したということですけど、これは何か何年、自由に使える、拘束というか縛られている規約、規則みたいなものがないんですか。その辺のところも含めて、そういうのを残さなければならなかったということで半分で購入できるということだから、それが何か、何と言いますか、県から別の用途に使う場合は何年まで、いつまではその施設を残しておかないといかないという、そういう関連の規約、規則、そういう縛りはないんですか。その辺のところも合わせて。

（「条件やろう」と呼ぶ者あり）

○地域振興部長（松田幸夫） 清水委員さんのご質問なんですけども、議会だけが要望してきたのが発端だということは、それはちょっと違いますので。あくまでも市が、あの情報からして、遡れば平成10年に県の看護大学計画が発表されまして、あの1万1,000㎡が更地になるという話を聞いたので、市がまず県の情報収集に行ったと。そして、市としてもあの場所からして、どうしても必要な場所だと、将来必要な場所だからということで、議会の方にご相談を申し上げたというのが流れです。そして、その当時の各議員さんあたり、議長、議員さんを含めまして、市がそういうふうな考えがあるならば議会も応援しようという流れになったのが事実です。それから、何のためにあの場所が必要かという話になりますと、先ほど少し言いましたけども、あの地域がJRの駅を含めて、まだまだ佐野東地区と言いましょか、あの周辺一帯のまちづくりがどうしても今後の大きな課題だと、その中で見たときに、あの1万1,000㎡の膨大な土地については非常に重要な価値があるというふうな判断から、是非今の内にあの土地は市の方で買いたいという部分なんです。確かに現時点では、あそこを何にします、何にしますという計画はございませんけども、先ほどの構想の一つの選択肢の一つとして、市民プールがあ

りますし、あの周辺も御笠川の改修工事もされていますし、それから向こうの御笠川と西鉄電車の方に民間による土地区画整理事業も計画をされています。あの辺一帯を含めてですね、どうしてもあの地域については、市として将来きちっとした計画を立て、その価値のあるような場所にしていく必要があるという判断から、まずは土地を買っておかないと話にならないという判断から買っていくのが現状です。

あの1万1,000㎡は今後の大きな計画の中でそれぞれ位置づけをしていきたいと。現時点で我々が考えているのが、先ほど言いましたように、市民プールも近いし、そのとおり議会からも一つの提案として体育ゾーンとしてはどうかというような話もございましたので、それらを含めて現時点では体育館あるいは、いろんな生涯学習施設を含めた体育ゾーンとしての位置づけが現時点では必要であろうということで現在に至っているわけですね。財政計画につきましては、確かに、清水委員さんがおっしゃいますように、非常に今現在、財政状況は厳しゅうございますけども、また近い将来を見た時に、今回の予算の中でも概要説明を致しましたけども、いわゆる大きなハード事業というのが概ねやまも見えてきましたので、今後残されているのは佐野東地区の大きなまちづくりが一つの大きな課題であろうと。で、あそこの方に一極集中して財源を投じる必要があるというふうな流れがございますので、その辺は計画的にこの地域のまちづくりに財政計画を立てていく必要があるというふうに思います。それから、あの施設を含めてですね、あの施設を建てないかんから半額になるという条件じゃございませんで、相対的に市が県の条例にマッチするような事業計画であれば2分の1というような条件がございましたので、まずは、ああいうふうな生涯学習施設関連の用途に使用しますということになれば、当然半額の対象になりますので、それもありました。たまたま建物を見たときに建物が2棟、どうしてもあの2棟は残したいなということで、今切羽詰っている事業、福祉事業とか防災の倉庫に是非あれを適用しようと、そうすると県の条例に照らし合わせたときに、これも一つの半額の範囲に入るというふうな部分で相対的に判断をいたしました。それから、そういう福祉施設、それから防災施設、それから体育館も含めた生涯学習施設の条件といえますのは確かに半額の条件ですけども、何年が条件かと言われましたけども、これは概ね県との話し合いの中では10年ぐらいというふうな話です。私達もその計画に沿ってですね、今後向こう10年間で財政計画を含めながら、その施設の整備計画を立てながら、10年以内にことを起こしながらやっていきたいというふうに思います。で、福祉施設にしましても防災倉庫にしましても10年ぐらいだったら、当面の最低限の修理をしておけばいいんじゃないかと。将来的にはああいう体育館あたりも含めて生涯学習施設を作ったときにですね、あの防災倉庫とか福祉施設も同じ総合複合施設として一体的に整備をすれば、別に県の条例には違反しないというふうな考えで将来構想を今のところきちっと立てていくというふうな考えを持っています。

○委員長（佐伯 修委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） 部長の今の説明でわかったんですけども、あの物を買う場合にですね、聞こえてくるのはとにかく半額、総額が安いから買っておこうということでしょうけども、そ

の中で、今言われました体育ゾーンとか、あるいはJ Rの駅とかいろんなことに将来的には利用するとかいうふうな話がありましたんですけども、あの物が県がもう売却の方針に決まったときから、一つの市の方針としてシュミレーション的にこういうものを作ろうと、さっき清水委員が言われましたように、どのくらいぐらいかかって、どのくらいぐらい将来的に費用がいくと、そういったものをですね検討するというか、そういうふうなことは恐らくやっていらっしやらないと思います。やるにはそれなりにそれなりの費用がかかるんでしょうけども。本来ならば、やっぱりそこまできちっと目的に対してですね、きちっとやっぱりいつまでにどういうふうにするのかとか、そういうことをやって初めて、この土地が急に降って湧いてきたわけじゃないんですから、それなりの時間がありましてですね、すべて何か物を買って後付にそういうふう理由を付けてやって、今買ったとしても、私どもはどういうあれで買いましたという説明が聞かれんですよね。今おっしゃったように現時点では社会福祉の施設と、それから防災の施設に使うんですよということがあるんですけども、あと残っているその広い土地はですね、物を作るまでにどういうふうな、そのまま放っておくんですか。それとも何か更地でなんとか利用する計画、そういうものはあるんですか。それはどんなでしょうか。

○委員長（佐伯 修委員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 福祉施設、それから防災施設の底地を引いた残りが約1万平方メートルくらい残ります。それで、現時点での当面の利用としては、まず駐車場、臨時駐車場にしようと思っています。それは市民プールのあの夏休みの非常に混雑するときの臨時駐車場です。それから年末年始の交通渋滞対策のパーク・アンド・ライド用の駐車場を一部ですね。それからあとの広場については、当面は多目的広場みたいな、市民が自由に使えるような物に、しっかり計画ができるまでですね、利用をしようかなというふうに思っております。

○委員長（佐伯 修委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） 今話を聞いてですね、一番これをですね、これをですよ、この土地を一番最初に買うべきじゃないかと言ったのは私なんですよね。あれはもう何年になりますか、第四次総合計画の審議会があったのは、もう5年ですか、6年になりますかね、ちょうど松田部長が担当所管の課長だったんだけどね、あのときに、今の勤労者体育センター、そのこのですね。これを当時あなたが修繕をすると、修繕をして今後それに対応していくと、そういうふうにおっしゃったんですね。私はそれに反発をしてですよ、「何を言いよるのか」と、これはやっぱり新しく土地を求めて、看護学校が統廃合をするから、この看護学校跡地の払い下げをしてもらいべきじゃないかというふうに私は言ったと思うんですけど、ご承知のとおり今の太宰府の勤労者体育センターは駐車場がないわけですよ。だから市民が使いたかってもやっぱり交通の便が非常に悪いと。だから車で来るといことが恐らくできんわけですよ。だからやっぱり既存の体育センターの利用者が少ないんであろうと思うんですけどね。だからやっぱり向こうの方に移すべきじゃないかと私は当時発言をしたわけですけど。それがそのとおりになって、今第四次総合計画に案があるわけですよ。その計画があるわけですけど。本当にやっ

ぱり議員さんも皆この土地を買うことに反対はしていないんですよ。そうでしょう。だから要するに、今建っておる建物についてどうなのか。これを行政の方で、執行部の方でよく審議をされたらどうですか。これはやっぱりこのまま、改修費用を、莫大な費用をかけてやる価値観があるかないかですね。また再度検討されたらどうですか。そして27日までにそれを出してくればですよ、それはもう議会でも採択されるんじゃないですか。

○委員長（佐伯 修委員） 清水委員。

○委員（清水章一委員） 結局、生涯学習とか体育館とかいろいろ、そういう形で安くなっておるわけですが、例えば今佐伯委員長がおっしゃっているように10年間なら10年間で、まあ一つのこういう説明が10年後であろうと。これはそうすると10年の間にそういう施設というのは作らないといけない義務が生じてくるのかどうか。例えばその時の財政事情も出てくると思うんですよ。それはそれで余裕があれば、今確かにお金の、他のところ大きな事業が終わって、まあそれなりに仕事ができるという話なのかね、それとも財政が非常に厳しいとなってきてもそういう制約があるのかね、その辺はどうなんですか。

○委員長（佐伯 修委員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 今回第四次総合計画の後期基本計画を策定いたしまして、議員さんにもまだグラだったんですけどもさし上げております。中身はほとんどもう事業、目的、目標については変わっておりませんが、その中に生涯スポーツ施設の整備という項目を起こしております。それはもう前期の基本計画、あるいは第三次からのずうっと懸案事項でありました、いわゆる総合体育館を含めた総合運動公園の整備をやるというふうな計画を立てておりましたけども、様々な場所の問題とか財政の問題、諸般の事情で遅れております。今回も後期基本計画の中にはきちっとその総合体育館を含めた施設の調査研究をして進めるというようなことを明記いたしておりますので、この目標に向ってですね、この財政計画を含めて進めていきたいというふうに思います。たまたま今回こういうふうな膨大な11,000㎡の土地を確保しようという計画があがりましたので、できるだけこの総合体育館を含めた生涯スポーツ施設の整備についてですね、きちっとこれから年次計画を立てて行く必要があるというふうに思います。この時点であるのかと言われると非常にまだはっきりした数字、計画というのは出せないんですけども、この目標に向って努力はしていく必要があると判断しています。

○委員長（佐伯 修委員） 村山委員。

○委員（村山弘行委員） 今までね、聞きよると、極めてアバウトなですね、アバウト、具体的なものは何にもない、他の委員さんが言われるけど明確に出てこんのですよ。例えば修繕費もまず分からない。使用目的もどのようなものかというの、はっきりしているのはあれを倉庫にする、防災の倉庫にするのと福祉施設の活用ぐらいで、ああいった土地を……。忙しいというのは天満宮、国博の次は正月くらいでしょうかね、思われているのは。年間の稼働日数は何日かですよ。夏休みの利用はせいぜい30日くらいでしょう。あとは多目的広場ということでするけど、あの石だらけの状況じゃ、ちょっとまた整備をしないといかんでしょう。多目的広

場にすれば、またそれで金がかかりますよ。それでいつまでにどうするかも具体的にできていない。極めてアバウト。議会に出すなら、市民の税金を使うのだから我々も市民に説明する必要があるんです。財政が厳しいのは、経常収支比率だってこの数年間でものすごく悪くなってきているでしょうが。それは私たちよりもあなたたちの方がどれだけ財政がきついかというのは、執行部の方が一番知っていると思う。だから減免だって止めたんでしょ。こういう財政のときに市民に説得できる素材が、修繕費はいくらかかるとね、いやわからんと。将来何に使うとね、わからんと。しかし必要だから買ったじゃね、それは市民感情からして納得できないと思いますよ。ただ僕らがあそこを有効活用で買おうと、それはいいと言ったのは西校区、JR太宰府駅、それからあの辺のまちづくり、そういう相対性の中で更地ならばという前提だったんです。ただ駅もいつできるかわからないと、佐野東だってどうなるかもわからない、ところがこっちの方は一部組合だから、通古賀の方は組合施行で区画整理が始まりようですね。そういう展望が具体的に見えない中で買うということについて、僕らが市民の人たちに説明する時は、自分自身が納得いかんもんだから、ちゃんと説明するためにはそれなりのものを出してもらわなきゃ、数字的な部分を、財政的な裏づけなるものを。まあそこらで体育館基金を取るとして、取るとか何とかいう話にも、それはそれで聞こえてきますけどね、それなりの対処をしてから言ってくれんと、ちょっとなあという感じがしますね。それが前提と僕は思っていたから、僕らはみんな、多分。

○委員長（佐伯 修委員） ここで暫時休憩いたします。11時から再開します。

休憩 午前10時51分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時38分

○委員長（佐伯 修委員） 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時38分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後0時58分

○委員長（佐伯 修委員） 休憩前に引き続き建設経済常任委員会を再開します。

お諮りします。

議案第5号について審査の途中ですが、本議案についての審査はこの程度にとどめ、先に他の議案を審査し、他の議案の審査終了後に再度本議案についての審査を再開したいと思います。

これに異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） 異議なしと認めます。

よって議案第5号についての審査はこの程度にとどめ、先に他の議案審査を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第13号 太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について

○委員長（佐伯 修委員） 日程第2、議案第13号「太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について」を議題とします。

執行部の補足説明をお願いします。

○委員長（佐伯 修委員） 建設課都市開発係長。

○建設課都市開発係長（井上 均） 日程第2の議案第13号「太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について」補足説明いたします。

太宰府歴史スポーツ公園を財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に平成18年4月1日から平成20年3月30日までの2年間を指定管理者として指定いたします。なお、指定管理料は年間400万円です。今回指定管理者に委託する歴史スポーツ公園の施設の内容につきましては管理棟、弓道場、相撲場、テニスコート、多目的広場の有料公園施設として指定している部分を指定管理者に管理運営の業務を行ってもらうようになります。

以上です。

○委員長（佐伯 修委員） 説明は終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

清水委員。

○委員（清水章一委員） 指定管理者への指定管理料が年間400万円ということですが、今までは大体どのくらいかかっていたんですか。

○委員長（佐伯 修委員） 資料の裏側の上から2番目に書いてあります。

よろしいですか。

○委員（清水章一委員） はい、わかりました。

○委員長（佐伯 修委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） この委託の内容ね、これは草刈とかいろんな、やっぱりそういったものも含まれておるわけですかね。管理委託の内容。

○委員長（佐伯 修委員） 建設課都市開発係長。

○建設課都市開発係長（井上 均） 全体的な公園の管理関係は建設課が行います。主に先ほど申し上げました管理棟、テニスコート、多目的広場、相撲場、この4つの施設についての管理です。こういう施設の清掃とかも含まれております。

○委員長（佐伯 修委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） 相撲場とかですよ、手を加えることはほとんどないんじゃないですか。毎日使っているわけじゃなし、1年の内そういう大会がある時にちょっと使うぐらいでね。だから建物があって、それを清掃するとかそういうものはないわけでしょ。管理棟はわかりますよ。週に1回、2回、清掃するのは。

○委員長（佐伯 修委員） 建設課都市開発係長。

○建設課都市開発係長（井上 均） この公園につきましては施設の利用の受付を随時行いますので、そのための管理人の人件費が一番多い金額になります。それと清掃とか言われてましたけど、管理棟の清掃業務、トイレもありますものですから、そういうものの清掃業務関係、その他事務費的な部分も含まれております。また光熱水費も経費としては考えております。そして指定管理者の方に、公園の使用料等が入りますものですから、その辺の差し引きで400万円の管理委託料という形になっております。

○委員長（佐伯 修委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） この太宰府市文化スポーツ振興財団だけど、これはもう投げ渡しですか、それとも競争の原理、そういった取り扱いをするわけですか。

○委員長（佐伯 修委員） 建設課都市開発係長。

○建設課都市開発係長（井上 均） 平成17年6月議会の中から指定管理者制度についての説明をさせてもらっていますけども、文化スポーツ振興財団に管理運営を委託しているのは太宰府市内には全部で13の施設があります。その内市民プールと北谷運動公園につきましては公募というところで説明させていただいています。その他残りにつきましては財団の方に随意契約というようなことで今まで議会で説明させていただいております。

○委員長（佐伯 修委員） 中林委員。

○委員（中林宗樹委員） 結局管理棟とかグラウンド、多目的広場の管理、それから相撲場の管理、これの受付業務とその周辺の清掃程度までですか、この400万円というのは。そしたら他の部分の草刈等については建設課の方ですということですけども、あそこは相当広いですよ。

○委員長（佐伯 修委員） 建設課都市開発係長。

○建設課都市開発係長（井上 均） 公園全体の管理は建設課の方になっております。それで今申し上げた施設以外は建設課の方で全部管理することになります。

○委員長（佐伯 修委員） 中林委員。

○委員（中林宗樹委員） この資料に6,627,000円ですか、それから6,236,000円と、この数字はどいう数字なんですかね。

○委員長（佐伯 修委員） 建設課都市開発係長。

○建設課都市開発係長（井上 均） この平成17年度の6,627,000円につきましては今申し上げた管理棟、多目的広場、弓道場等の管理費になっております。内容につきましても同じになります。

○委員長（佐伯 修委員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） 指定管理者を今年度の4月から導入をするということで、目的は財政を小さくしていくということで、市民サービスを落とさないというようなことで、直営か指定管理者制度かにしなさいということで、市の方で幾つかの施設を検討してきて、2つについては民間業者が入っても運営できるんじゃないかというようなことから、市民プールとかはなってきた経過がございます。残りの部分については財団でやってみるということで決定しております。

す。その中でもやっぱり見直しをして、それから今まで委託しておいた部分を減らすということで、やっぱり支出内容等を見直して620万円くらいで今度はやってみるということで、じゃあ歳入はということで減免とそういうこともありまして、利用料として若干伸ばしたと、歳出を抑えて歳入を増やして400万円で一応やってみるということで。その中でもし経営が無理とかそういうものが出たらまずは2年間を施行期間として、じゃあ平成20年からもう一度入札するなりそういうものをしてみますということで、財団の部分についてはまずはそういう部分でやってみようということでございます。で、じゃあこの支出の方の6,236,000円というのは管理棟があって管理人を1人置きます。その人件費がほとんどでございまして、あとの残りにつきましては建物の維持管理経費とかそういう部分でございまして。やっぱり内容を小さくして効率を図ろうという趣旨でございまして、今回こういうことで指定させていただいたということになります。

以上でございます。

○委員長（佐伯 修委員） 清水委員。

○委員（清水章一委員） この収入の分がありますよね、平成17年度200万円と平成18年度は2,236,000円というのが。平成17年度は6,627,000円を財団に委託料で払ったんですけど、平成18年度の指定管理者の収入とその上の平成17年度の収入は市に入っていたけど、平成18年度の2,236,000円は指定管理者にお金として入るとのことですね。

○委員長（佐伯 修委員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） 見込みですね。

○委員長（佐伯 修委員） 清水委員。

○委員（清水章一委員） ということは委託料は実際は市の持ち出しは400万円だけでも、この2,236,000円を合わせたのが指定管理者の方のお金になるということですかね。

○委員長（佐伯 修委員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） そういうことになります。

○委員長（佐伯 修委員） 清水委員。

○委員（清水章一委員） この2,236,000円というのはいろいろとテニスコートとか相撲場だとか球技場とかいろいろあるんでしょうが、これは収入の見込みでは市が考えるんですか、それとも指定管理者が考えるんですか。要するにプールなんかでも日頃使われてないものを指定管理者が使うことによって収入を上げて、そして市民サービスを向上させるというのが指定管理者制度のねらいであるわけですね。この見込みは今後、極端に言えば収入がたくさん増えたから委託料そのものは、あなたのところは収入が増えているので、次は逆にいうと委託料を減らすよという話になるのかならんのかね、その辺はどうですか。

○委員長（佐伯 修委員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） そこのところが大変重要でございまして、企業努力といいますか、そういう部分で歳入の方が、例えばここで挙げておりますけど、例えば300万円上がったというこ

とになりますと、その企業の方の収益と言いますかね、そういうことになります。ですから市の方はその横に示していますように、400万円の2年間で800万円ということで決めておりますからですね。そういうふうになるように企業努力をしていただくというのがこの指定管理者制度の目的であります。

○委員長（佐伯 修委員） 清水委員。

○委員（清水章一委員） そうするとこの平成18年度の収入の2,236,000円は市の見込みであるけれども、企業努力によって大いに増やせるように頑張ってくださいということになるわけですね。

○委員長（佐伯 修委員） 建設部長。

○建設部長（富田 謙） 見込みの方はですね、指定管理者の方からいろんな場合を考えての、収入はこのくらいになるだろうということでございます。

○委員長（佐伯 修委員） いいですかね。

（清水委員「はい」と呼ぶ）

○委員長（佐伯 修委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号「太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について」を可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（佐伯 修委員） 全員挙手です。

したがって、議案第13号は可決すべきものと決定いたしました。

〈可決 賛成6名、反対0名 午後1時12分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第16号 市道路線の認定について

○委員長（佐伯 修委員） 日程第3、議案第16号「市道路線の認定について」を議題とします。

執行部の補足説明をお願いします。

○委員長（佐伯 修委員） 建設課管理係長。

○建設課管理係長（金藤忠晴） 議案第16号「市道路線の認定について」ご説明申し上げます。

議案書が30ページから33ページに上げさせていただいております。

今回認定を提案しております、関屋・正尻線につきましては、通古賀地区の都市再生整備計画に基づいて整備する路線でございます。道路法第8条第1項の規定に基づき認定を行うものでございます。

そちらの壁に航空写真を貼っておりますので簡単にそれに基づいてご説明をさせていただきます。

たいと思います。

皆様もうご存知であると思えますけれども、こちらが南ですね、筑紫野市側です。こちらが福岡市側です。これが国道3号線です。こちらが九州縦貫自動車道です。これが関屋・向佐野線です。そしてこれが御笠川です。ここに午前中御審議いただいております看護専門学校跡地でございます。ここに通古賀土地区画整理区域がございます。この中の南北を縦断するような形の関屋・正尻線を認定させていただきたいということで思っております。

こちらが起点でございます。起点は大字通古賀1523番地、終点は大字国分1324番地でございます。これが紺町4号線でございます。総延長が526.80mです。実延長526.80m、総面積が6321.00㎡、実面積も同じく6321.00㎡です。道路の平均幅員ですけれども12mです。両側歩道でございます。歩道が5.5m、それから車道が2車線、両側歩道ですから2.75mの道路でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○委員長（佐伯 修委員） 説明は終わりました。

お諮りします。

議案第16号については、審査の前に委員会を休憩し、委員全員で先に現地調査を行うため、太宰府市議会会議規則第98条に基づき、議長に対して委員派遣承認を要求したいと思います。これが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） 異議なしと認め、委員全員で現地調査を行います。

なお、委員派遣承認要求書の提出については、委員長に一任願いたいと思います。

委員の皆さんは、庁舎東側玄関にお集まりください。

現地調査へは、ワゴン車で午後1時20分の出発予定とします。

再開については、現地調査終了後連絡いたします。

それでは、ここで、暫時休憩します。

休憩 午後1時16分

~~~~~ ○ ~~~~~

（現地調査）午後1時16分～午後2時15分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時15分

○委員長（佐伯 修委員） 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

議案第16号「市道路線の認定について」質疑を行います。質疑はありませんか。

田川委員。

○委員（田川武茂委員） 現地を一生懸命道路についても整備をしてありますが、この竣工検査は大体どれくらい、いつ頃を計画してあるわけですか。道路の完成時期はいつ頃。

○委員長（佐伯 修委員） 建設課管理係長。

○建設課管理係長（金藤忠晴） 計画は未定なんですけども、北側の奥から順に整備していくという
ことで、大体おおよそ18年から19年にかけて2年間でということですよ。

○委員長（佐伯 修委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） それは未定ですか。

○委員長（佐伯 修委員） 建設課管理係長。

○建設課管理係長（金藤忠晴） まだ未定です。

○委員長（佐伯 修委員） いいですかね。

（田川委員「はい」と呼ぶ）

○委員長（佐伯 修委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第16号「市道路線の認定について」を可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（佐伯 修委員） 全員挙手です。

したがって、議案第16号は可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成6名、反対0名 午後2時16分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第31号 太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規定の一部を改正する 条例について

○委員長（佐伯 修委員） 日程第4、議案第31号「太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規定の一部を改正する条例について」を議題とします。

なお本議案については新旧対照表が配布されております。新旧対照表の17ページです。

執行部の補足説明をお願いします。

○委員長（佐伯 修委員） 区画整理課長。

○区画整理課長（大内田 博） 日程第4、議案第31号「太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規定の一部を改正する条例について説明をいたします。

まず、1点目は土地区画整理法、昭和29年法律第119号、以下「法」という、が平成17年一部改正に伴い条例の一部を改正するものです。

「佐野土地区画整理事業は、法第3条第3項、都道府県または市町村は施行区域の土地について、土地区画整理事業を施行することができる」で、福岡県知事の事業認可を受けて事業を進めてまいりました。法が一部改正され、法第3条第3項の該当要件がありますが、新たな施行者の法人まで広げたことにより第3項が第4項に繰り下がりましたので、法第3条第3項を法第3条第4項に今回改正するものでございます。

2点目は、佐野土地区画整理事業が平成17年度末で工事がほぼ完成いたしますので、一つの区切りといたしまして他の係への縮小と、佐野区画整理事務所を本年3月31日で閉鎖して市役所で今後の事務をすることといたしましたので、条例第5条中太宰府市大字向佐野佐野244番地581、佐野区画整理事務所を太宰府市観世音寺一丁目1番1号に事務所の所在地を改めるものです。今後は平成19年7月の換地処分に向け、地権者等の個人説明会等は太宰府区、向佐野区の公民館に出向き、地権者との対応を密にして換地処分の完了に向け努力してまいります。なお、関係者への移転につきましては、現在、事務所の入り口にチラシを張ってお知らせをしております。近日中にははがきによる通知をする考えでおります。よろしくご審議をお願いいたします。

以上です。

○委員長（佐伯 修委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第31号「太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規定の一部を改正する条例について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（佐伯 修委員） 全員挙手です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午後2時20分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第36号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について

○委員長（佐伯 修委員） 日程第5、議案第36号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） 異議なしと認め、歳出から審査いたします。

補正予算書22、23ページをお開きください。

6款1項5目1細目、農業用施設維持管理費について、執行部の補足説明をお願いします。建設課管理係長。

○建設課管理係長（金藤忠晴） 6款1項5目1細目25節です。555万円ポンプ施設管理基金積立金について、ご説明申しあげます。

これは県が行っております内山、原田の災害復旧工事によりまして、今まであった堰がございますけれども、それを統廃合しました。その中で、河川の勾配等によりまして新しく堰を作ることができなくなった箇所、3箇所なんですけれども井戸を掘って、そのポンプによってその水を付近の田に引くと。そのための井戸ポンプ施設の管理費でございます。その管理費を、これは3期分なんですけれども、15年間分ですね、維持管理費、電気代とかございますけれども、それを基金の方に積み立てるということで、後でまた歳入の方にも入ってきますけれども、県の方から雑入で入ってきたものを歳計外収入ということで入れるためにこの歳出、ポンプ施設管理基金積立金ということで上げさせていただいて処理するものです。

以上です。

○委員長（佐伯 修委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） なければ次に、6款2項2目3細目、その他諸費について、執行部の補足説明をお願いします。

産業交通課長。

○産業交通課長（山田純裕） 6款2項2目3細目22節の補償、補填及び賠償金、立竹木補償金17万1千円についてご説明申しあげます。

県土木事業によります長浦川砂防工事に伴いまして、立竹木補償費として38万8千円を予算化いたしておりましたが、立木売払い代金がわずかでございますが収入増となりました。その差額の不足分と、それから治山等による健康造林立竹木補償金の地元、連歌屋区と五条区になりますけれども、分収金であります14万円程度を合計いたしました17万1千円の増額補正をさせていただきます。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（佐伯 修委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） なければ次に、8款2項3目、道路新設改良費の財源更正について、執行部の補足説明をお願いします。

まちづくり技術開発課長。

○まちづくり技術開発課長（大江田 洋） これにつきましては、もちろん金額は変わっておりません。以前は一般財源で60万円計上させていただいたところを、これは市債で充当できるということになりましたので、財源更正するものでございます。

以上です。

○委員長（佐伯 修委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） 次に、8款4項6目1細目、公営企業関係費について、執行部の補足説明をお願いします。

まちづくり企画課都市計画担当課長。

○まちづくり企画課都市計画担当課長（神原 稔） これについては、公営企業との年度の諸々の事業債、それから予算計の精算ということで年度の精算をここで計上しております。

以上です。

○委員長（佐伯 修委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） なければ、以上で歳出を終わります。

次に歳入に入ります。

それでは、14、15ページの20款5項1目、雑入についてです。まず農林水産業費雑入について、執行部から補足説明をお願いします。

産業交通課長。

○産業交通課長（山田純裕） 農林水産業費雑入についてご説明いたします。

先ほど歳出のところで、立竹木補償金の増額補正をお願いいたしましたが、その分、健康造林産物売払い金として、太宰府市に補償金として受け入れたものでございます。

以上でございます。

○委員長（佐伯 修委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） 次に、土木費雑入について、執行部から補足説明をお願いします。

建設課管理係長。

○建設課管理係長（金藤忠晴） 土木費雑入についてご説明申し上げます。

先の歳出の際にもご説明申し上げましたように、県からのポンプ施設の管理費として納入するものです。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（佐伯 修委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） 次に21款1項2目、土木債について、執行部から補足説明をお願いします。

まちづくり技術開発課長。

○まちづくり技術開発課長（大江田 洋） 先ほど歳出の方でご説明しましたとおり、通古賀地区整備事業の予算の中で60万円市債ということになっておりますので、その分をここで計上させていただきます。

以上です。

○委員長（佐伯 修委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） なければ、以上で歳入を終わります。

それでは、5ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正です。

2款2項の企画費のサイン整備事業について、執行部の補足説明をお願いします。

まちづくり企画課長。

○まちづくり企画課長（木村和美） このサイン整備事業の繰越明許費につきましては、一つには、西鉄大宰府駅から国立博物館までのいわゆるバリアフリーの歩行者道線として準備いたしておりまして、この散策路の道路愛称を国博通りというふうにネーミングいたしております。そういうことから、この道路沿いに愛称看板を設置することで地元と調整を行いまして、その調整に不測の時間を要したということから、繰り越しをお願いするものでございます。また、あと一つには、本市を訪れる観光客を市内の名勝、旧跡等に回遊させるようないわゆる滞在型の観光へシフトする、させる、そういった観点から歴史の散歩道沿いに地図情報等を表示した新たな案内板を計画しておりましたが、昨年立ち上げておきます、いわゆる景観まちづくり懇話会、こちらの方の委員さんの意見も聞きながら、新年度に市内の統一的なガイドラインを作成いたしまして、そういう計画をいたしておきますので、それに沿って新年度の工事費とも合わせてサインの整備工事を行いたいということで繰り越しをお願いするものでございます。

よろしくお願ひ申しあげます。

以上でございます。

○委員長（佐伯 修委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

中林委員。

○委員（中林宗樹委員） これは確か2,000万円計上してあったですね。600万円はどこに使われたんですかね。

○委員長（佐伯 修委員） まちづくり企画課長。

○まちづくり企画課長（木村和美） 平成17年度の事業の内訳でございますけども、600万円の内訳といたしましては、いわゆる既存の看板案内板が27箇所ございます。それに九州国立博物館という表示を追加したというのが一つございます。観光課の方でしていただいております。そ

れから道標、これもですね21枚ございまして、この中に同じように九州国立博物館という表示の追加をいたしております。これも観光課でいたしております。それから行政の案内板、これは12箇所ですね。この中にも九州国立博物館の表示を追加したと。それと松川、新落合の浄水場に祝国立博物館開館という表示をいたしております。それともう一つには、西鉄の太宰府駅前広場に歓迎塔の設置等をいたしております。そういう諸々について600万円を支出させていただきます。以上でございます。

○委員長（佐伯 修委員） 説明は終わりました。よろしいですか。

（中林宗樹委員「はい」と呼ぶ）

○委員長（佐伯 修委員） 次に7款1項商工費の観光宣伝関係事業について、執行部の補足説明をお願いします。

観光課長。

○観光課長（木村甚治） それでは7款1項商工費の観光宣伝関係事業費775万5千円を繰越明許費として計上させていただきます。内訳といたしましては、需要費、印刷関係で576万円、そして委託料関係で199万5千円を予定いたしております。このことにつきまして本年度の17年度、いろいろなパンフレット等の印刷を行ってまいりましたが、継続して新しい情報等があればその分の新しいパンフレット等の印刷。また一年を通したポスター、ポスターというのは非常にお金がかかるものですから、その辺の検討の方に入っております。印刷関係の繰越しということです。それともう一つが委託関係事業として福岡観光コンベンションビューローと今いろいろな共同作業と申しますか、共同事業を行っております。例えば福岡空港、あるいは博多港の外国からのビートル等の入口の所に共同しての看板の情報発信ができないかということも継続して協議を行っております。その辺で福岡市と行う事業の中に、太宰府の情報を発信するということ所で決定すれば、その辺を情報発信としてやってきたいというようなことで、現在あわせまして観光宣伝関係として775万5千円を繰越明許費として計上させていただきます。諸々については、以上でございます。

○委員長（佐伯 修委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） なければ次に8款2項、道路橋梁費です。ここでは3事業について繰越明許費補正が出されております。まず、地区道路整備事業について執行部の補足説明をお願いします。

建設部長。

○建設部長（富田 謙） 地区道路につきましては、経過を含めてご説明申し上げます。12月の途中経過としてご報告したと思っておりますが、本当は平成17年度内に地区道路完成ということでしたが、地権者の関係でどうしても用地買収が進まないということがございました。年が明けまして精力的にまた地権者のところに行きまして、地元の田川委員からの応援もございま

して了解をしていただいております。しかしながら、方線を若干変更するということが余儀なくされましたので、その分で、新たにまた地権者との買収とか建物補償等が発生しております。今、鋭意そのところを地権者と話して了解をいただいております。そういうことも含めまして、用地代、それからその周辺の残った部分の道路整備、それからずっと二日市よりに戻りまして、一件立ち退き等が遅れておりますところを含んでの繰り越しということで、そこに1億1,396万円計上するものであります。これは平成17年度の予算で終了ということで県とも調整したところです。

以上です。

○委員長（佐伯 修委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） なければ次に、散策路整備事業について、執行部の補足説明をお願いします。

まちづくり技術開発課長。

○まちづくり技術開発課長（大江田 洋） 散策路整備事業につきましては国立博物館の開館に向けて努力して一応の形を見たところですが、一部の土地について用地の取得、整備ができておりません。その後については鋭意努力してやっております。その分を1,901万5千円計上させていただいております。

以上です。

○委員長（佐伯 修委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） なければ次に、高雄中央通線道路整備事業について、執行部の補足説明をお願いします。

用地課長。

○用地課長（陶山 清） 高雄中央通線道路整備事業については、平成17年、順調に用地取得も終わっておる状況でございます。この104万3千円につきましては建物調査が地権者との協議中でございますので、平成17年度ではできませんので平成18年度に104万3千円繰り越しをさせていただくものでございます。

以上でございます。

○委員長（佐伯 修委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） なければ次に8款3項河川費の観世音寺二日市線関連雨水排水事業について、執行部の補足説明をお願いします。

建設課管理係長。

○建設課管理係長（金藤忠晴） 観世音寺二日市線関連雨水排水事業550万円についてご説明申し上げます。

これは12月の補正に計上させていただいておりました観世音寺二日市線の取り付け道路工事に伴う雨水排水の整備工事でございますけれども、西鉄の敷地内で工事を行うということから西鉄との工事施工協議に時間を要しました結果、繰り越しをさせていただくものでございます。以上です。

○委員長（佐伯 修委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） なければ次に8款4項都市計画費の佐野土地区画整理事業について、執行部の補足説明をお願いします。

区画整理課長。

○区画整理課長（大内田 博） 佐野土地区画整理事業についてご説明いたします。金額は9,800万円です。内容は建物移転につきまして遅延をいたしましたことと、換地交渉に時間を要したことにより工事3箇所と佐野区画整理事務所移転に伴います経費を繰り越すものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

以上です。

○委員長（佐伯 修委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） なければ、次に8款4項、都市計画費の都市計画区域変更事業について、執行部の補足説明をお願いします。

まちづくり企画課都市計画担当課長。

○まちづくり企画課都市計画担当課長（神原 稔） 都市計画区域変更事業につきましては福岡県において5年に一度の定期線引きに伴う委託料を組んでいたのですが、福岡県におきましては他市町村との調整に手間取り1年延びるような話を聞いております。これに伴いまして繰り越すものでございます。553万5千円委託料として繰り越すものでございます。

以上です。

○委員長（佐伯 修委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） 次に、11款2項、公共土木施設災害復旧費の河川災害復旧事業について、執行部の補足説明をお願いします。

まちづくり技術開発課長。

○まちづくり技術開発課長（大江田 洋） 平成15年の災害発生以降、市内の河川、道路の整備をしてまいったわけですが、北谷地区ですけれども、年度内に完成しない部分が発生しました。これにつきましても今年の梅雨には完成をできるという見込みができております。その中で4,788万円を繰り越すものでございます。

以上でございます。

○委員長（佐伯 修委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） 次に変更分として、8款2項、道路橋梁費の通古賀地区都市再生整備事業について執行部の補足説明をお願いします。

まちづくり技術開発課長。

○まちづくり技術開発課長（大江田 洋） 先ほど現地を見ていただきましたとおり、これについては当初から5,700万円の繰り越しということでやっておりましたけれども、他の工事もかなり進められないということで、補正をいたしまして1億7,500万円を繰り越すものでございます。

以上でございます。

○委員長（佐伯 修委員） 説明は終わりました。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） なければ次に、6ページ第4表、地方債補正です。変更分として道路橋梁事業債が当委員会の所管分です。この地方債補正は歳入の21款1項2目、土木債で60万円増額補正されたことにより、地方債の限度額が60万円増額されております。これに対する質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） なければ、それでは歳入、歳出、その他全般について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） 以上で、全て説明、質疑は終わりました。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第36号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（佐伯 修委員） 全員挙手です。

したがって、議案第36号の当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午後2時40分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第6 議案第42号 平成17年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について**

○委員長（佐伯 修委員） 日程第6、議案第42号「平成17年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

これから執行部の補足説明をお願いしますが、大幅な減額や増額補正など、特に説明が必要と思われる項目以外は簡潔にご説明願います。

それでは執行部からの補足説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（宮原勝美） 水道事業会計補正予算書、第3号の1ページにつきましては3月2日の議会にて市長の提案理由の説明と重複いたしますので、3ページからご説明申し上げます。

3ページの予算第3条の収益的収入及び支出でございますが、まず収入につきましてその根幹をなします給水収益を当初10億4,378万円予定しておりましたが、有収水量が当初予測を下回る見込み、これが4月分から1月分までの実績が出ております。あと2月分3月分を残すところでございますが、当初予測を下回る見込みのため1,283万4千円減額するものでございます。それとその他の営業収益の内、給水工事の設計検査手数料が収入増でございますので、簡単にご説明申し上げます。これにつきましては当初の設計検査件数の増によるものでございます。

○委員長（佐伯 修委員） 続いて施設課長。

○施設課長（轟 満） 2節の負担金であります。大きくは地区道路関係で予定しておりました敷設替えが無くなりましたので減額するものであります。

○委員長（佐伯 修委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（宮原勝美） 続きまして3節の受託料、下水道使用料徴収事務受託料163万4千円の減につきましては平成16年度の決算が確定いたしましたので、この決算確定に伴います数値を基に算出いたしますので、163万4千円執行残でございます。

○委員長（佐伯 修委員） 続いて施設課長。

○施設課長（轟 満） 続きまして4ページをお願いいたします。支出の方にまいります。水道事業費用、営業費用、まず1番目の松川浄水場原水及び浄水費であります。委託料、これは電気計装保守点検委託料、産業廃棄物処理委託料、松川配水池施設清掃委託料、これらは入札減による執行残でございます。続きまして薬品費、ここに上げています硫酸銅、苛性ソーダ、硫酸、これらの薬品については不用ということで減額するものでございます。続きまして大佐野浄水場原水及び浄水費であります。まず委託料ですが産業廃棄物処理委託料、浄水場浄水業務委託料、これは入札減等による執行残でございます。次の薬品費、苛性ソーダ、希硫酸、これ

らの薬品費を不用ということで減額するものでございます。次に受水費です。福岡地区水道企業団の受水費を減額するもので、4月当初から海水淡水化分の受水量が増えるということで受水費を組んでおりましたが、福岡県西方沖地震の関係で受水が4月5月ができずに6月からとなりました。その関係で受水量が減となった関係で減額するものであります。次に5目の配水及び給水費です。委託料、ここに上げています量水器取替委託料、これは取替え件数の増による増額補正です。それ以外の高圧電気点検委託料、中継ポンプ所点検委託料、配管図作成委託料、給水申込書マイクロフィルム化委託料、不明給水管探知調査委託料、ダイオキシン検査委託料、これらにつきましては入札減及び執行残による減額補正であります。次に手数料、浄水水質検査手数料、これは検査回数が減となりましたので減額するものであります。次に修繕費です。量水器修理減は入札減によるものであります。

○委員長（佐伯 修委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（宮原勝美） 続きまして5ページの支出、総係費、賃金につきましては当初1年間予定していましたものを7ヶ月に入力期間を短縮したことによる執行残でございます。備消耗品費15万3千円につきましては不用額として生じる予定の執行残でございます。減価償却費837万4千円増額補正計上させていただいておりますが、これにつきましては平成14年度、15年度、16年度で大佐野浄水場施設の改良工事を行いました。この大佐野浄水場施設の改良工事が平成16年度末に完成いたしました。この平成16年度決算に伴いますその大佐野浄水場施設の生産額の確定に伴う構築物を1,225万4千円減額し、機械及び装置を2,062万8千円増額するものでございます。

続きまして2項の営業外費用、支払利息につきましては当初平成16年度の借り入れ予定まで含めて予算計上を毎年いたしておりますけど、平成16年度の借り入れ予定の借り入れが確定いたしましたので借入額の確定、それと借入利率が確定いたしましたので、財政融資資金を125万円減額し、公営企業金融公庫の分を34万4千円増額するものでございます。3目の消費税及び地方消費税につきましては501万9千円増額補正させていただきますが、収入額が増加し支出額が減少する最終補正予算になりましたので、仮受消費税額を仮払い消費税の減によりまして納付税額が増えます関係上501万9千円追加補正するものでございます。

○委員長（佐伯 修委員） 施設課長。

○施設課長（轟 満） 続きまして6ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入の方でございます。

負担金、1目の工事負担金、布設替工事負担金の増額、この分につきましては下水道工事などの布設替の延長増による増額であります。次の新設工事負担金、この分につきましては区画整理地内で新たに布設管整備するものを区画整理事業の方から負担していただいておりますが、その部分で入札減によります減額補正です。消火栓新設工事負担金は消火栓新設箇所を2箇所増やしております。その部分で増額補正をいたしております。続きまして加入負担金、個人加入負担金及び団体加入負担金それぞれ増額いたしております。主には個人加入負担金の方では

大原団地等新たに増えた分です。それと団体加入負担金では区画整理事業地内などにおけるアパート、マンション等の建設による件数が増えたものであります。

次に支出の方に移ります。

○委員長（佐伯 修委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（宮原勝美） 資本的支出、1項、営業設備費の固定資産購入費の61万7千円減につきましては量水器の購入費の減でございますが、入札契約落差及び取り付け戸数の減によるものでございます。

○委員長（佐伯 修委員） 施設課長。

○施設課長（轟 満） 続きまして工事請負費、松川浄水場1系ろ過池配水弁及び原水弁改良工事、それと大佐野浄水場第2配水池超音波流量計更新工事、この2件とも入札減による減額であります。次に配水施設費、委託料であります。水道実施設計業務委託料、これは第6次拡張事業、菅谷地区など合わせて6件の配水管布設実施設計を行っております。それらの入札減等による執行残でございます。次に水道施設耐震調査委託料、これは大佐野浄水場にありす配水池の耐震診断を行っております。その入札減によるものであります。続きまして工事請負費、配水管新設工事であります、第6次拡張事業の配水管です。大原団地の配水管新設、これの他13件を工事实施しております。それらの入札減と執行残によるものであります。次の負担金、これは県で行っております御笠川助成事業によります落合橋、下川原橋、この2つの橋に水道管を添架するために県の方に負担金として支出するものです。100万円増額を補正しております。よろしくお願いいたします。

○委員長（佐伯 修委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（宮原勝美） 5ページで説明が漏れておりましたので、5ページの3項特別損失でございます。新落合橋浄水場の構築物等撤去費、補正予算1号で3,140万5千円計上させていただきます。入札による執行残の1,223万5千円減額するものでございます。

続きまして1ページ、市長の提案理由の説明の中で申し上げられましたので重複いたしますので省略いたしますけど、第3条の予算につきましては最終の3号補正段階で8,041万8千円赤字になる見込み、これが税抜きでいきますと7,978万3千円の純損失を生じる補正予算となっております。

以上でございます。

○委員長（佐伯 修委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

不老委員。

○委員（不老光幸委員） 菅谷地区の配水実施については予定どおりですか。実施時期はわかりますか。

○委員長（佐伯 修委員） 施設課長。

○施設課長（轟 満） 菅谷地区につきましては平成17年度、今年度実施設計を行っておりま

す。実際の工事につきましては平成18年度に行う予定にしております。

以上です。

○委員長（佐伯 修委員） 大田委員。

○委員（大田勝義委員） 一般質問で私1回出したことがあるんですけどね、アスベストの問題でやりましたが、この水道管の配水がされますよね、これは鋳鉄管に替わると話を聞きましたけど、間違いないですね。アスベストを使っていないということですので。

○委員長（佐伯 修委員） 施設課長。

○施設課長（轟 満） 水道管に使っております石綿管、これについては下水道工事等の際にはほしくない全域の綿管の布設替えは終わっております。ただ部分的に残っている分がございます。これにつきましては今後計画的に布設替えをする予定です。ただ水道管に使っております石綿管につきましては、厚生労働省の見解としましては水に溶け出さないと、要するに現在では基準値以下ということで無害という考えを持っております。ただ、布設替えの際の撤去については、ちょっと厳しい基準がありますので慎重にやらなくてはいけないと思っております。

○委員長（佐伯 修委員） 大田委員。

○委員（大田勝義委員） 結局アスベストが水に漏れないというふうなことだったんだけど、市民感情としてやはりアスベストが含まれているということはあまり良くないんじゃないかという答弁だったんですよね。それでできるだけ使わないようにしているというふうな意見だったと思いますけどね。そういうところでしたよね。

○委員長（佐伯 修委員） 施設課長。

○施設課長（轟 満） 計画的に残っているものは布設替えを行うようにしています。今年度につきましても水城地区で、これは漏水の関係もありますが石綿管の部分を布設替えしております。

○委員長（佐伯 修委員） 大田委員。

○委員（大田勝義委員） 布設替えというのは鋳鉄管に替えたということですか。

○委員長（佐伯 修委員） 施設課長。

○施設課長（轟 満） そうです。石綿管から鋳鉄管にですね。

（大田委員「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（佐伯 修委員） よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第42号「平成17年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について」を原案のとおり

り可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(佐伯 修委員) 全員挙手です。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

(原案可決 賛成6名、反対0名 午後2時55分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第43号 平成17年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第2号)について

○委員長(佐伯 修委員) 日程第7、議案第43号「平成17年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

これから執行部の補足説明をお願いしますが、大幅な減額や増額補正など、特に説明が必要と思われる項目以外は簡潔に説明願います。

それでは執行部からの補足説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長(宮原勝美) 下水道事業会計補正予算(第2号)につきましても、1ページにつきましては3月2日の市長の提案理由と重複いたしますので、4ページの事項別明細書の方からご説明させていただきます。

まず予算第3条の収益的収入及び支出の収入の方でございますが、営業収益の下水道使用料につきましては当初11億4,905万6千円を予定しておりましたけれども、水道事業会計の中でご説明申し上げましたように、4月から1月までの実績が出まして、2月、3月のあと2ヶ月を残すだけでございますが、当初の予測を下回る見込みでございますので、957万6千円減額し11億3,948万円に下方修正するものでございます。2目の他計会計負担金、一般会計の雨水処理負担金193万6千円の減及び営業外収益の他会計補助金、一般会計補助金の汚水処理補助金の増、高度処理補助金の増、流域下水道建設費補助金の減、これらにつきましては先ほど一般会計の方で説明がありましたように、平成16年度の決算確定に伴いまして一般会計繰入金の内訳が変更になりましたので組み替えを行ったものでございます。なお、資本費平準化債補助金の減につきましては組み替えと言いますよりも、借り換え時期が遅れましたために平成17年度の償還を2回予定していましたが1回に減りましたので減額するものでございます。

戻ります。3目のその他の営業収益の審査・検査手数料12万7千円増につきましては審査、検査件数の増によるものでございます。

続きまして5ページです。

○委員長(佐伯 修委員) 施設課長。

○施設課長(轟 満) 5ページの営業費用、1目、管渠費、下水道台帳作成業務委託料の減額55万4千円は入札減によるものであります。

○委員長(佐伯 修委員) 上下水道課長。

○上下水道課長（宮原勝美） 2目の流域下水道維持管理費 91万9千円の増額補正でございますが、当初予算では太宰府市の有収水量の1%近くを余裕を持って予算を毎年計上させていただいているんですけど、県の下水道公社は要するに福岡県の方から請求がまいりますので、福岡地域の統一した請求が井戸水、あるいは併用のところが県の基準がございます。県の基準と太宰府市の方が実際に算定している基準が若干違うものですから、県の基準に沿ったところでの負担金を納めております。その分で91万9千円不足の見込みでございますので増額補正させていただくものでございます。業務費の印刷製本費、通信運搬費、それから手数料等につきましては決算見込みに伴います執行残でございます。それから徴収事務委託料、これにつきましては平成16年度の決算確定に伴います1件当たりの委託単価が減額になりましたので執行残として163万4千円減額するものでございます。6目の試算減耗費、固定資産除費却費を当初予算に計上しておりませんでしたけど、今回85万円の補正を上げさせていただいておりますが、陣ノ尾の雨水幹線、今17-1工区の工事を行っております中で、下水管が横断してしましたところの除却、それとパソコンの除却が出てまいりましたので、この除却費85万円を計上するものでございます。

それから2項営業外費用の支払利息、公共下水道261万9千円、流域下水道23万5千円、資本費平準化債250万6千円につきましては平成16年度の借入額、借入利率が確定しました分での公共下水道、流域下水道につきましては減額でございます。資本費平準化債につきましては先ほど申し上げました平成17年度2億5千万円借りました分のうち当初8月1日借入れ予定という分での当初予算を計上させていただいておりますけど、県からの通知等が遅れまして1月になりましての借り入れになったものですから、平成17年度の支払利息が減額になりました。その分で、250万6千円減額させていただくものでございます。3目消費税及び地方消費税の424万円の増額補正につきましては、建設改良事業の減に伴います仕入れ控除税額仮払い消費税の減によります納税額が追加になる見込みでございますので、424万円増額補正させていただいております。

続きまして6ページの予算第4条の資金的収入および支出について、ご説明申し上げます。1項の企業債、1目、建設企業債につきましては、公共下水道事業債で1億1,990万円減額補正させていただいております。これは入札契約落差によります減、補償費の減など、単独事業費が大体確定する時期でございますので、単独事業の減に伴います公共下水道事業債1億1,990万円減額するものでございます。2節の流域下水道事業債30万円の減でございますが、当初3,980万円でございますでしたが、県の流域下水道事業費の確定に伴い3,950万円となるものですから、30万円減額するものでございます。2目、国庫補助金790万円の減につきましては下水道整備国庫補助金の確定に伴う減でございます。4項1目受益者負担金につきましては、当初2,192万5千円。予定しておりましたけども、平成17年度中の残金一括払者が増えたこと、それと田、畑辺りでの優良申請をされていた方が、開発を行なう分での猶予取り消しに伴う調停額の増によるものでございます。その他負担金の下水道加入金294万6千円につき

ましては、当初、名目で200㎡分の取得価格8万7千円計上しておりましたけども、主に県の保健環境研究所、向佐野でございます、あちらの方は下水道をつなぐというところで申請が outcome しまして、県の保健環境研究所だけで約250万円。その他、向佐野2件、吉松2件、松川1件、申請が outcome した分での増額補正でございます。5項、他会計補助金、1目、一般会計補助金でございますが、1節の流域下水道建設費補助金につきましては7千円の増額でございますが、平成16年度の借入額確定に伴いまして補助金額が確定したため7千円増額するものでございます。3節の資本費平準化債補助金につきましては、先ほどから説明しておりました平成17年度の借入れに伴います支払いを2回予定していたものが1回に減りましたので527万5千円減額するものでございます。

7ページ資本的支出の建設改良費、1目、公共下水道整備費の印刷製本費及び通信運搬費につきましては、決算見込みに伴います執行残でございます。

○委員長（佐伯 修委員） 施設課長。

○施設課長（轟 満） 続きまして委託料、実施設計業務委託料、これは芝原雨水ほか3件の実施設計の入札減によるものでございます。設計図書管理業務委託料、これも入札減によるものでございます。図面青焼委託料、これは執行残でございます。続きまして、工事請負費、向佐野枝線第17-1工区築造工事ほか6件行っております。それらの入札減および執行残でございます。都府楼団地管渠更新工事、これは入札減による執行残でございます。続きまして補償金、水道管布設替補償金及びガス管移設補償金、家屋工作物補償金、これは決算見込みによる執行残でございます。

○委員長（佐伯 修委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（宮原勝美） 2目の流域下水道整備費の負担金203万1千円の減につきましては、県の流域下水道事業費の確定に伴います減でございます。2項、企業債償還金の建設企業債償還金、公共下水道333万4千円につきましては、平成16年度の借入額確定に伴います減でございます。資本費平準化債の1,055万円の減につきましては、先ほど説明申しあげました平成17年度借入時期の大幅な遅れに伴います17年度、当年度分の支払額の減でございます。

2ページをお開きください。予算第5条に定めました企業債につきまして、先ほど説明申し上げました公共下水道事業債の限度額3億5,720万円を1億1,990万円減額し、2億3,730万円に、それから流域下水道事業債の限度額3,980万円を30万円減額し3,950万円にするものでございます。予算第6条の予算第8条中、これは一般会計からの補助金の額の規定でございますが、5億9,813万6千円を5億9,354万3千円に、補助金につきましては今説明を申しあげました459万3千円減額での一般会計の補助金に改めるものでございます。

以上でございます。

○委員長（佐伯 修委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員長（佐伯 修委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐伯 修委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第43号「平成17年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第2号)について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(佐伯 修委員) 全員挙手です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午後3時08分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(佐伯 修委員) お諮りします、当委員会に審査付託されました案件について審査いたしました。付託案件の審査終了が見込めませんので、本日はこれで散会し、改めて議会運営委員会に諮り、今会期最終日前に、再度委員会を招集し、審査を続けたいと思います。

これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、本日は散会し、改めて再開することといたします。

本日はこれをもちまして散会いたします。

散会 午後3時09分

~~~~~ ○ ~~~~~

平成 1 8 年 3 月

太宰府市議会建設経済常任委員会会議録

平成 1 8 年 3 月 2 3 日（木）再開

（ 第 2 日 ）

福岡県太宰府市議会

1 議 事 日 程

[平成18年太宰府市議会第1回（3月）定例会 建設経済常任委員会]

平成18年3月23日

午前11時42分

於 全員協議会室

日程第1 議案第5号 財産の取得（福岡県立看護専門学校跡地）について

2 出席委員は次のとおりである（7名）

| | | | |
|-----|---------|------|---------|
| 委員長 | 佐伯 修 議員 | 副委員長 | 不老光幸 議員 |
| 委員 | 中林宗樹 議員 | 委員 | 大田勝義 議員 |
| 〃 | 清水章一 議員 | 〃 | 田川武茂 議員 |
| 〃 | 村山弘行 議員 | | |

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（14名）

| | | | |
|-----------------|-------|----------------------|-------|
| 地域振興部長 | 松田幸夫 | 建設部長 | 富田 讓 |
| 上下水道部長 | 永田克人 | まちづくり企画課長 | 木村和美 |
| 観光課長 | 木村甚治 | 産業・交通課長 | 山田純裕 |
| 用地課長 | 陶山 清 | 区画整理課長 | 大内田 博 |
| まちづくり技術
開発課長 | 大江田 洋 | まちづくり企画課
都市計画担当課長 | 神原 稔 |
| 上下水道課長 | 宮原勝美 | 施設課長 | 轟 満 |
| 建設課
管理係長 | 金藤忠晴 | 建設課
都市開発係長 | 井上 均 |

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

| | |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 白石純一 |
| 議事課長 | 田中利雄 |
| 書記 | 伊藤剛 |

再開 午前11時42分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（佐伯 修委員） ただいまから、建設経済常任委員会を再開します。

本日審査いたします案件は議案第5号の1件です。本議案につきましては、前回3月9日の委員会で審査が終了しておりませんので、引き続き審査を行うものです。

それでは議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第5号 財産の取得（福岡県立看護専門学校跡地）について

○委員長（佐伯 修委員） 日程第1、議案第5号「財産の取得（福岡県立看護専門学校跡地）について」を議題とします。

前回の委員会の中で、委員からの質疑に対して補足説明をいただいておりますが、追加すべき補足説明がありましたらお願いします。

地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） この跡地を購入する際の一つの理由として本市の財政事情等もございましたので、県の条例に基づく減免措置が適用される施設を調整しようという経過がございました。その経過の中でこの施設の活用計画につきましては3つの施設、つまり福祉施設、それから防災施設、そして体育施設などを含んだ生涯学習施設の3つの機能を有する多目的施設として整備活用するために今回購入のお願いをするわけです。

以上でございます。

○委員長（佐伯 修委員） 説明はおわかりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

清水委員。

○委員（清水章一委員） また前と同じ話になるったいね。要するに今の説明でいくと減免措置が適用される、要するに財政事情が厳しいと、だから土地を安く買いたいと。で、安く買うためにはどうしたらいいかと。じゃあ、安く買うために減免措置の適用を受けることができる施設を、言うならば建てようという話にまた戻ってくるったいね。結局安い買い物を、土地は安いけども結局安いというよりも順序が逆のような感じがするんですよね。こういう施設を建てたいから土地を買いたいとかいう話ならわかるけど、今の話では土地を安く買うために大きな施設を建てる、大きな施設か何かそういう施設を建てるというような説明にまた戻ってくるような話だけ。そうなってくると、じゃあ、安く買っても結果的に後が高いものにつきわしないかという話になるんですね。この前と同じ質疑になるったいね。

○委員長（佐伯 修委員） 村山委員。

○委員（村山弘行委員） 私の理解は先ほど議会全員協議会の中で、地域振興部長なり市長が言われ、今地域振興部長が言われたように、減免措置の適用を受けるためにこういうのをしますと。したがって2分の1で買えますよと。10年以内にこういう物を建てるように県と約束をし

ていますと。しかしながらJR太宰府駅だとか歴史水辺公園の借地などがあるので、西校区のまちづくりの中において体育館を建てるようなことにはならないというような事態が発生した場合については、福岡県と協議をして当初建てる予定だったけれども、いろんな事情があり建てられなくなったということもありますよと。ただ県との話では体育館を建てるということで半額にしてもらったけども、こないだの市長の答弁の中にあつたように要望もあるが、体育館という気持ちはあるけども、しかしながら西地区のまちづくりのときにあの土地が体育館じゃなくて他に活用するという場合については、そういう活用もできる幅があるというふうに僕は理解したんですよ。したがって必ずしも体育館を、まあ県とはそういうふうに言っているけども必ずしも体育館を必ず建てていくという、県とは基本的に今はそうだけでも、しかし今後の流動性もあるもんで、そういう場合については県と話をして体育館を建てられなくなったと、もうちょっと先になるとか15、6年先になると、しかしながら駅ができたのでまちづくりのためにはこの土地が必要だから、当初言っていた物とちょっと、若干目的が違いますけれども、そういうことも幅としてはありえるというふうに議会全員協議会で僕はそう理解をしているんですけども、それでいいのかなのか。

○委員長（佐伯 修委員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 村山委員さんがおっしゃったとおりでございます。

将来的にはあそこのまちづくり構想の中で、また、違ったいろんな提案とか用途、計画案が発生したときには新たに福岡県ともそういう減免の協議も含めた中で検討しながら全体計画の検討を加えていきたいというふうな考えを持っております。

以上です。

○委員長（佐伯 修委員） 清水委員。

○委員（清水章一委員） だから県といろいろとやり取りをやってきていますよね。第1条には信義を重んじという言葉があるわけですよね。お互いにやっぱり約束を守っていこうということがあるわけですね。しかし計画があってもそのとおりになるとは限らないと思うんですけども。この第5条の中で、「ただし、書面により」という形であるこの「ただし」という部分の中にそういう財政事情の問題だとかまちづくりの問題だとか、その辺のことをある程度県と、もしかしたらこういう形でも変更もありえますよという部分の中でこの但し書きが挿入されているという形で理解しておいてよろしいんですかね。

○委員長（佐伯 修委員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） そのとおりでございます。

○委員長（佐伯 修委員） よろしいですかね。

中林委員。

○委員（中林宗樹委員） その書面は交換されておるんですか、その但し書きの部分の、今清水委員から言われましたような書面により甲の承諾を受けるということで、将来についてはこちら辺の活用ができるというような、そういう覚書なり何らかの約束は県ときちっとできているん

ですか。それとも市当局が思っているだけで、将来そういうふうなことを県と相談していきたいというふうに現在思っているのか、それとも今言いましたように、もうちゃんとそういう形のあるものにされているのかどうかお伺いします。

○委員長（佐伯 修委員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 今回の3月の議会の中で財産の取得ということでご提案を申し上げております。この案件が議決をいただければ直ちに県との売買契約をいたします。現在はこの契約書はまだ議会の議決を得ていませんので、書面上はこの契約書の中にその旨をうたっておりますけれども、正式には27日の議会最終日以降に正式契約をする予定にしております。

以上です。

○委員長（佐伯 修委員） 中林委員。

○委員（中林宗樹委員） 議会の議決があれば正式に契約するというので、その案文はもうできておるとは思いますけれども、そこら辺にはそういう項目は入っているのですか。やはりそこら辺が一番大事なところなんですよ。結局この第5条を厳格に解釈して、そして第1条の信義を重んじ誠実にこの契約を履行するということになればですね、やはり10年以内にはこういう体育施設を作らなければならないということになればですね、非常に将来において負担が大きいということを考えて、ただ、但し書きの部分がある程度のところで県ときちとした形で約束ができるような案文ができていますかどうかですね。

○委員長（佐伯 修委員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 契約書の案の中の第5条に但し書きとして、ただし、書面により甲、つまり県ですね、甲と言いますのは県になりますけれども、県の承諾を受けたときはこの限りでないという但し書きを入れておまして、これは県と市の了解済みの内容になっております。

○委員長（佐伯 修委員） よろしいですかね。

じゃあ、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号「財産の取得（福岡県立看護専門学校跡地）について」を可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（佐伯 修委員） 全員挙手です。

したがって、議案第5号は可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成6名、反対0名 午前11時51分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（佐伯 修委員） 以上で、当委員会に審査付託されました案件の審査等は、すべて終了しました。

ここで、お諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、それから次回委員会開催までの間、委員会所管調査や行政視察を実施する場合、委員の派遣承認要求書の提出につきまして、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、及び委員の派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任とすることに決定しました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会します。

閉会 午前11時52分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり建設経済常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

平成18年3月24日

建設経済常任委員会 委員長 佐伯修